

# 令和5年第7回室蘭市教育委員会定例会

## 会議録

## 令和5年第7回室蘭市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年7月19日(水)  
開会 午後4時00分  
閉会 午後4時50分

2 場 所 室蘭市役所 2階大会議室

3 本日の議事日程

日程	番号	件名
第1		会議録署名委員の指名
第2		会議録承認について
第3	報告第1号	室蘭市教育委員会8月行事予定の件
第4	報告第2号	教育機関等に対する寄附採納の件
第5	報告第3号	令和4年度実績に係る教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書(案)の作成の件
第6	報告第4号	室蘭市教育委員会事務局職員等の人事発令の件
第7	報告第5号	室蘭市立小・中学校における生成AIの利用の件
第8	報告第6号	室蘭市いじめ防止基本方針の改訂草案策定の件
第9	報告第7号	室蘭市内小学校における指導案件について

4 出席委員 伊藤教育長 稲川委員 定廣委員 古谷委員 増川委員

5 説明員 坂口教育部長 太田教育部次長 入村教育指導参事  
棟方指導主事 山本指導主事 船橋総務課長  
山口学校教育課長 田中生涯学習課主幹 谷中生涯学習課長補佐  
藤谷学校給食センター所長 松村学校給食センター課長補佐

伊藤教育長

ただ今から、令和5年第7回室蘭市教育委員会定例会を開会いたします。日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員に増川委員を指名いたします。

次は、日程第2「会議録承認について」であります。令和5年第3回定例会、第4回定例会、第5回定例会、第1回臨時会の会議録は、先日、委員の皆様以案として配布いたしております。配布案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、承認いたします。

次は、日程第3「報告第1号 室蘭市教育委員会8月行事予定の件」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

報告第1号「室蘭市教育委員会8月行事予定の件」のうち、主なものにつきまして、ご説明いたします。2ページの報告第1号別紙をご覧ください。

はじめに、学校教育課でございます。14日から16日まで学校閉庁日となります。18日に各小中学校で2学期の始業式が行われます。次に、生涯学習課でございます。社会教育では、17日に令和5年第4回社会教育委員の会が開催されます。次の民俗資料館では、令和5年度民俗資料館ロビー展「昭和の玩具50年前のおもちゃ」が開催されます。次の市民美術館では、2日から6日まで全道展「室蘭地区作家展」が、2日から31日まで「秋山久美子作品展」が開催されます。次のDENZAI環境科学館では、2日に夏休み特別講座「海藻標本作り」が、11日から13日まで「夏休み科学館祭」が、19日に「エコ教室枕草子作り」が、26日に「ロボットサッカー」が、27日に「おもちゃの病院」が開催されるほか、「ファミリーサイエンス」や「スポットサイエンス」が随時、開催されます。次のスポーツでは、2日に「令和5年度全国高等学校総合体育大会フェンシング競技大会、第69回全国高等学校フェンシング選手権開会式」が、3日から6日まで同大会の競技が開催されます。次の図書館では、5日と26日に「おはなし会」が、20日に「英語のおはなし会」が、30日に「ステップライブラリー」と「親子読書ふれあい事業(ブックスタート)」が開催されます。次の港の文学館では、月

を通して企画展「港の文芸誌展文学に香り漂う街、室蘭」が開催されます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第1号は終了します。

次は、日程第4「報告第2号 教育機関等に対する寄附採納の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

報告第2号「教育機関等に対する寄附採納の件」について、ご説明いたします。4ページの報告第2号別紙をご覧ください。

寄附採納は1件ございまして、室蘭東ライオンズクラブ会長門脇宏幸様より、ロボットアーム及び制御用パソコン各1台、金額にして249,700円相当の寄附をいただいたもので、環境科学館の充実のために活用させていただきます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第2号は終了します。

次は、日程第5「報告第3号 令和4年度実績に係る教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書(案)の作成の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

報告第3号「令和4年度実績に係る教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書(案)の作成の件」について、ご説明いたします。5ページをご覧ください。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、また、7月7日に学識経験者会議を開催し、学識経験者の皆様からご意見をいただき、これらを合わせて報告書(案)としてまとめたものでございます。7ページをご覧ください。

はじめに本報告書の構成ですが、1 点検評価制度の概要、2 点検評価の結果、3 学識経験者の意見、最後に参考として令和4年度の本市教育行政方針を掲載しております。

次に各項目についてご説明いたします。8ページをご

覧ください。点検・評価制度の概要として目的、対象事業の考え方、学識経験者の知見の活用についてそれぞれ記載しています。また、今回も過去15回の開催に準じて、教育行政方針の4本の柱と12項目を抽出して点検及び評価を行ったところでございます。

次に、9ページをご覧ください。令和4年度の教育行政方針を構成する4本の柱の主な取組について記載しています。10ページから29ページまでは、4本の柱を12項目に抽出し、1項目ずつ詳細に記載しております。具体的な項目としては、令和4年度の取組状況、成果課題等、今後の展開などにまとめております。10ページから12ページまでは、第1の柱、室蘭に愛着を持ち、未来に挑戦する人を育むについて記載しております。13ページから19ページまでは、第2の柱、子どもたちの創造性と可能性を育むについて記載しております。20ページから24ページまでは、第3の柱、子どもたちの学びの環境を整えるについて記載しております。25ページから29ページまでは、第4の柱、生涯を豊かに生きる環境を整えるに関して、点検・評価を行っております。

次に、30ページをご覧ください。学識経験者の意見でございますが、学識経験者から、今ご説明いたしました12項目の事業に関する取組状況、成果、課題等について、ご意見やご助言をいただいたところであり、その内容を30ページから34ページまでに、点検及び評価に関する意見として記載しております。

なお、今後のスケジュールでございますが、次回の教育委員会定例会で議決をいただく予定としておりまして、その後、第3回室蘭市議会定例会の所管委員会へ報告を行ったあと、本市のホームページ等で公表する予定となっております。説明は、以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

増川委員

全体の構成は見やすく良いと思います。ただ、10ページ以降の個別の成果課題のところですが、少し内容が抽象的過ぎるのかなと思うところがありました。そう

なると次に活かす事が中々難しくなるのかなと、具体的にどういう事ができて、どういう事ができていないのかというところは改めて見直していただいて、具体的な数値や取り組み内容など、書けるところについては、書いていただいた方が、今後に繋がるのかなと思います。一例をあげると、21ページですが、成果の1のところ「校務支援システムの導入や室蘭市立学校の業務改善指針に基づく取組の推進により、教員の事務負担の軽減やメンタルヘルス対策の推進などの業務改善を少しずつ着実に進めることができた」とあって、これ自体はとても良いことですが、これは客観的にこういうような事実があって、行動を起こして、その結果、大変良かったという評価の部分なので、具体的にこういうことが出来たということを書ける範囲で書いていただくと、次年度以降に活かしやすいのかなと思いました。

伊藤教育長

ありがとうございます。もう少し数値化した方が良いのかなと思いました。例えば、てついくの取り組みを推進することができたと書いていますが、実際、市内小中学校のうち、何校が実施出来たのかですとか、また、今委員よりご指摘いただいたように、校務支援システムを導入することによって、先生方の学校に残っている勤務時間がどのくらい減少してきたのかですとか、そのような事を数値化できれば、説得力があるのかなと思いました。

伊藤教育長

ほかにありませんか。それでは、報告第3号は終了します。

次は、日程第6「報告第4号 室蘭市教育委員会事務局職員等の人事発令の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

報告第4号「室蘭市教育委員会事務局職員等の人事発令の件」について、ご説明いたします。45ページの報告第4号別紙をご覧ください。

発令の内容につきましては、去る6月28日の第6回定例会でご承認いただいた内容と同じ内容で発令されたところでございます。主な内容といたしましては、総務

部職員課長の太田篤司が教育部次長、総務部秘書課長の田中敏浩が生涯学習課主幹、消防本部総務課長の藤谷正志が学校給食センター所長、生活環境部付西いぶり広域連合派遣の松村学が学校給食センター課長補佐として教育委員会へ転入、また、生涯学習課主査の谷中聖治が、生涯学習課長補佐へ昇任、学校教育課学務係の小林裕史が学校教育課学務係長へ昇任となっております。なお、全てが7月1日付けで発令されたところでございます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第4号は終了します。

次は、日程第7「報告第5号 室蘭市立小・中学校における生成A Iの利用の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山本指導主事

報告第5号「室蘭市立小・中学校における生成A Iの利用の件」について、ご説明いたします。48ページをご覧ください。

文部科学省より出された7月4日付け通知「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」の趣旨及び、本市の状況を鑑み、室蘭市として、児童生徒の利用に関しましては、学校内外ともに、当面の間、見合わせることにいたしました。具体的な理由を申し上げますと、全国的に、まだ、子どもたちの活用に関する十分な科学的知見が少ないことや、子どもたちの思考力・判断力・表現力の低下が懸念されること、また、教員の情報リテラシーを向上させる必要があるほか、まずは、子どもたちに十分な情報モラルを含めた情報活用能力をしっかりと指導した後に、活用することが望ましいと考えたためでございます。教員につきましては、個人情報を入力しない、著作権保護の観点に留意する 生成A Iはあくまでもたたき台であることを十分理解した上で、慎重に扱っていただくこととしています。今後、国や道からも教職員向けの研修や新しいガイドライン等の情報が下りてくると思われます。児童生徒の今後の利用に関しましては、教職員がしっかりと研修を行い、情報モラル等を含めた情報活用能力の指導を十分に行っ

た上で、限定的な利用を検討してまいりたいと思っております。50ページをご覧ください。こちらは、生成AIに関する室蘭市での対応について、保護者向けの文書となります。各ご家庭へも、学校内外での利用は当面の間、見合わせるというお願いをしたところでございます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

増川委員

子どもたちについては、まだ情報リテラシーが不足しているのではないかと話がありましたが、将来の利用を踏まえて、そういった部分について、子どもたちの学ぶ機会を増やす事は、今のところ予定されていないのですか。

山本指導主事

今後、子どもたちに対する情報モラルに関する指導事項に関する情報が増えてくると思いますので、それらを積み重ねた上で、教育委員会から学校へ周知し、学校から子どもたちに指導していただいた上で、活用に踏み切ろうと考えている段階です。

増川委員

実は市内の私立高校で、ネットでの情報問題についての講義を毎年行っているのですが、かなり危なっかしいんですね。率直に言うと、小中学校でもっと真剣に教えたほうが良いと思います。実際にちょこちょこ被害が出ているので、実際のところ、小中学校でどういった取り組みをしているのか、教材はどのようなものを使っているのか1回見てみたいなと思いました。先生方と話をしていると、先生方自身がSNSであるとか、AIとかを使わないので、正直、よくわからないと聞きます。そうすると危険なので使わないようにとしか指導できなくなる。今、先生方で一生懸命取り組んでいただいていると思うのですが、メールとかでも良いので、今こういうのを使っていますよと教えていただくと、今後、また検討しやすいのかなと思いました。



古谷委員

もし、子どもたちが課題や宿題などについて、A Iを使った場合に、それを見分けることは出来るのでしょうか。

増川委員

正直なところ、かなり難しいと思います。先生方もある程度、使い慣れていないとわからないと思います。今は正直、それほど精度が高くはないですが、これから精度が上がってきたら、かなり見分けるのが難しいのではないかなと思います。

古谷委員

ありがとうございます。

伊藤教育長

生成A Iは今、どんな事ができますか。子どもたちが使った時にどんな事が予想されますか。

山本指導主事

例えばですが、読書感想文のコンクールですと、こういう本のあらすじや感想を教えてくださいとか、読書感想文を書きたいので、400文字以内にまとめてですとか、そういう事に対して、回答が返ってくるというような使い方になってくるんじゃないかなと思います。子どもたちが、そのまま使って宿題等を提出した時に、自分の考えが反映されたものなのか、生成A Iでそのまま提出したのかという判断は非常に難しいと思います。

それから、著作権法の問題もあり、生成A Iが作成したものをそのまま使用すると違法になってしまう可能性があることや、個人情報を入力してしまった場合に、A Iが学習してしまい、他の利用者が活用したときにその情報が表示されてしまう場合があるため、個人情報は絶対に入力してはいけないだとか、懸念される点は多くあるので、室蘭市としては子どもたちの使用は見合わせるという判断を行いました。

伊藤教育長

子どもたちが利用するにあたって、してはいけない項目の精査が完了してから、適切に使用していく予定ということですね。生成A Iは子ども達が使用するようになってくるのは避けて通れないと思いますが、どうしてもトラブルは生じてきてしまうと思いますので、正しい使い方ができるような教育は必要ですね。

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第5号は終了します。

次は、日程第8「報告第6号 室蘭市いじめ防止基本方針の改訂草案策定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### 棟方指導主事

それでは、報告事項6の「室蘭市いじめ防止基本方針の改訂草案」を策定いたしましたので、ご説明いたします。報告鑑をご覧ください。

はじめに、改訂の経緯でございますが、本市いじめ防止基本方針は、令和4年9月に改訂を行ったところでございますが、北海道いじめ防止基本方針の改訂素案やいただいたご意見を参考に、一部内容を追加した改訂案がまとまりましたので、草案としてご報告いたします。

項目2改訂の要点でございます。(1)「第1章 いじめ防止の基本的な考え方」について、「性的マイノリティとされる児童生徒や外国につながる児童生徒への理解」の項目を追加いたしました。(2)第2章に、学校における早期発見チェックリストを追加いたしました。(3)第2章いじめ防止の取組について、ご家庭向けのチェックリストを追加いたしました。(4)第3章の重大事態への対処について、プライバシーにかかわる記載を追加しました。(5)全体を通して、表現の改訂については、国や北海道の方針との表現に合わせ、より適切な表現を検討したこと。保護者の方にも、より伝わりやすいよう、表現の修正と統一を行ったものでございます。

それでは、改訂の内容について、ご説明させていただきます。報告第6号 別紙室蘭市いじめ防止基本方針 改訂草案の58ページ上段をご覧ください(5)の性的マイノリティとされる児童生徒については、差別や偏見から自身を守るために性的志向や性自認を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、困難を抱えた子どもたちを守るために、教職員が性的マイノリティについての理解を深め、児童生徒が相談しやすい関係づくりに努めること。また、外国につながる児童生徒や重大な災害等に被災したことによる心身への多大な影響や不安を抱える児童生徒への配慮や心のケアの必要性について、記載を追加しております。続いて、68ページをご覧ください。

こちらは、学校におけるいじめの早期発見のためのチェックリストでございます。教職員が共通の視点を持って、児童生徒の日常的な様子を見守っていくことと、本いじめ防止基本方針を実効的なものとするため、チェックリストを追加しております。続いて、74ページ中段をご覧ください。5の保護者の取組について、家庭は児童生徒にとって安全・安心な居場所であり、自己有用感を育成する場であること。どんな時でも味方であることなど、保護者の役割について、記載を一部追加しております。75ページは、家庭でのいじめ早期発見につなげるため、現行のチェックリストから、昨年度、北海道教育委員会作成のいじめ防止対応ガイドブック「コンパス」を参考に、変更したものでございます。続いて、78ページ中段をご覧ください。(4)の重大事態の詳細調査の実施について、プライバシーの管理及び個人情報、当該児童生徒やその家族への配慮にかかわる記載を追加するものでございます。

以上が、今年度、いじめ防止基本方針の改訂草案の要点となります。最後に、改定スケジュールについて、ご説明させていただきます。資料は、報告鑑の下段をご覧ください。3改訂スケジュールでございますが、7月19日の教育委員会定例会での意見交換を経て、8月のいじめ防止対策審議会と総合教育会議、9月中旬の市議会総務常任委員会への報告、下旬に教育委員会定例会での報告を予定しております。私からの説明は、以上となります。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

増川委員

総合的なところですが、大本になっている法律がいじめ防止対策推進法といって防止と言っております。

53ページの2段落目に、いじめそのものをなんとしても根絶しなければなりません、という記載になってしまふのは仕方ないと思うのですが、実際のところは55ページの策定目的の中断に記載してある、いじめはどの学校でもどの集団でも起こりうる、との記載があるとおりで、矛盾しております。絶対起こりうるからこそ、迅

速な発見と対処が必要なのであって、根絶というと、むしろ隠蔽に繋がりがねないとの心配があります。いじめの報告があがってこない学校、または先生が素晴らしい、という評価に繋がりがねないですね。いじめによる被害の防止といった書き方ならわかるのですが、いじめそのものを根絶することが正義という書き方をしてしまうのは疑問に思います。

伊藤教育長

文章が矛盾しているように思います、根絶という表現ではなく、重大な影響を与えるものであり、早期発見、早期対応、未然防止に確実に取り組んでいかなければならないため、そういった表現に修正するようお願いいたします。

増川委員

55ページの真ん中にあるとおり、いじめの定義自体が以前に比べて広がっております。私はこの内容で良いと思っているのですが、この内容でいえば人が3人以上あつまれば絶対生じうるような定義なので、そのあたりの表現をもう少し変えていただけたら良いかなと思いました。

伊藤教育長

いただいたご意見を参考に修正させていただきたいと思っております。

坂口教育部長

55ページの冒頭部分でもいじめを完全になくすことは難しいことであるが、と表現しておりますが、その続きにいじめの根絶に向けてと記載しております。増川委員が言うとおりで、根絶したいという強い思いから、根絶という言葉にこだわりすぎていると思っておりますので、表現は考えさせていただきたいと思っております。

伊藤教育長

いじめで子どもたちの命が失われることはあってはならないことであるため、そういった表現に変えるなど、検討したいと思っております。  
ほかにございませんか。

稲川委員

いじめの定義を広くしてしまったためにいじめられた人の権利が強くなりすぎてしまって、なんでもいじめに

なってしまうため、そこを常識的に運用していくのが大事なのかなと思います。

いじめアンケートについても、子どもが全て正しいことを書いてくれているという前提であったり、決して全ての子どもたちが正直ではないと思います。なにか解決方法があるわけではないですが、いじめ防止基本方針を運用するにあたっては、みんなの常識的な感覚をすごく大事にしていかなければならないと思います。

また、こういったことは社会の流れのなかで仕方ないとは思いますが、1人の先生が抱え込まないように、教育委員会含めて皆で対応していくようにすることが優しい組織であると思います。

増川委員

稲川委員と同じような意見となってしまいましたが、1人の先生に負担が大きくなりすぎてしまうのが心配に思います。方針には様々な子どもたちのことを理解し、信頼関係を築いていくといったことが記載されており、大事だとは思いますが、その分先生1人に求められる力量や知識量がどんどん増えてしまっております。

それに対して担任の先生などに丸投げするのではなく、学校や教育委員会が積極的にサポートに入っただけで対応していく姿勢、頑張っている先生を孤立させないという視点がもう少し入っていると良いかなと思いました。

伊藤教育長

基本的に学校は1人の先生に丸投げではなく、チームとして対応を行っております。

増川委員

どうしても、ひとつの制度をつくると、本来の主旨とは別で使おうとする人がでてきてしまいます。

こういった方の対応を現場の先生に丸投げすると間違いなく潰れてしまいますので、そういった方の対応については私たちが専門とする場合もあるくらいで、専門性の高い分野です。そのことも踏まえて先生方を市が総力をあげてサポートを行う体制を打ち出しても良いのかなと思います。

伊藤教育長

ほかにありませんか。それでは、報告第6号は終了します。次は、日程第9「報告第7号 室蘭市内小学校に

おける指導案件について」を議題といたしますが、本件につきましては、特定の個人に関する情報が含まれているため、非公開とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議なしと認め、これより非公開といたします。説明員及び記録員を除くその他の方は、退場してください。

(退場)

～以下、非公開～

伊藤教育長

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これをもって、令和5年第7回室蘭市教育委員会定例会を閉会いたします。

本委員会の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

室蘭市教育委員会教育長      伊 藤 博 明

室蘭市教育委員会委員      増 川 拓

会議録調製員      船 橋 晶